

電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関連予算

1 裁判事務

裁判事務における主要な電算機処理システムの概要は、以下のとおりであり、これらの令和7年度の予算総額は、約4,055百万円となっている。

(1) 裁判事務処理システム

民事及び刑事裁判手続並びに家事手続全般についてシステム化し、事件情報の共有による事務処理及び事件進行管理の合理化や効率化を図るものである。旧裁判事務処理システムは、民事事件を対象とする部分については平成12年度から、刑事事件を対象とする部分については平成13年度から順次、地方裁判所に導入してきたが、平成17年度から、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について、抜本的に見直した上で新システムの開発を行った。民事事件を対象とする部分については、平成19年度にシステム試験等を経て運用を開始し、平成26年度から平成27年度にかけて家事事件についても利用できるよう改修及び導入展開を行い、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所全庁において運用してきたが、令和6年度にe事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全庁で稼働を終了した。他方、刑事事件を対象とする部分については、平成22年度にシステム試験等を経て運用を開始し、現在は地方裁判所全庁において運用中である。

(2) 民事執行事件処理システム

不動産等執行事件の各種データをシステム上で管理することにより、事件検索、物件検索、進行管理、各種帳票作成等を行い、不動産等執行事件の事務処理全般について、効率化、迅速化を図るものである。旧システムは平成14年度から全国で導入、運用していたが、セキュリティ強化や職員負担の軽減を図るため、センターサーバ方式の新システムを平成25年度から平成26年度にかけて開発した。新システムへの移行は平成27年度から順次行われ、平成28年度に完了し、現在全国で運用中である。

(3) 裁判員候補者名簿管理システム

全国60か所の裁判員裁判取扱庁で利用することを目的として開発したシステムで、裁判員候補者名簿を調製、管理したり、裁判員をくじで選任するなど、裁判員等の選任手続管理業務を効率的に処理するための機能が実装されている。平成21年1月から本格稼働した。

(4) 裁判統計データ処理システム

下級裁判所における統計報告から最高裁判所におけるデータの集約・管理等の統計業務全般をシステム化することで国民への正確な統計データの迅速かつ円滑な提供を図るものである。

(5) 裁判事務支援システム

少年事件、簡易裁判所の民事事件、督促事件並びに高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の各種データをセキュリティの確保されたシステム上で管理し、事件検索、当事者検索、期日検索等の機能を共通して利用することにより、これら事件の事務処理全般について効率化、迅速化を図るものである。少年事件に相当する部分については平成30